

愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金未収金回収業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、愛知県福祉局及び保健医療局において回収が滞っている母子父子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金、介護福祉士等修学資金貸付金及び看護職員修学資金貸付金の未収金を回収のノウハウを有する事業者委託することにより、未収金の円滑かつ効率的な回収を実現することを目的とする。

本要領は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案と裁量に委ねるものとして、本業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金未収金回収業務委託

(2) 委託債権内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金、介護福祉士等修学資金貸付金及び看護職員修学資金貸付金の未収金のうち、県が回収委託することが適当と判断した債権。

なお、委託債権については、増減することがある。

また、令和9年度以降、年度に1回程度追加することがある。

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として行った貸付金。

委託予定債権数 38件、委託予定債権金額 12,156千円

- ・ 1年以上～3年未満入金なし 5件 1,253千円 (10.3%)
- ・ 3年以上～5年未満入金なし 3件 504千円 (4.1%)
- ・ 5年以上入金なし 14件 5,332千円 (43.9%)
- ・ 前契約の委託債権のうち、1年以内に入金があるもの
16件 5,067千円 (41.7%)

イ 高齢者住宅整備資金貸付金

高齢者（満60歳以上）と同居し、又は同居しようとする者で高齢者の専用居室、浴室等を必要とし、自己資金で新築、増築又は改造を行うことが困難な者に対し、高齢者との同居の促進と高齢者福祉の向上を図ることを目的として行った貸付金。

委託予定債権数 5件、委託予定債権金額 6,334千円

- ・ 1年以上～3年未満入金なし 2件 779千円 (12.3%)

- ・ 3年以上～5年未満入金なし 1件 1, 354千円（21.4%）
- ・ 5年以上入金なし 1件 2, 330千円（36.8%）
- ・ 前契約の委託債権のうち、1年以内に入金があるもの
 1件 1, 871千円（29.5%）

ウ 障害者住宅整備資金貸付金

障害者の居住環境を改善するため、障害者の専用居室、浴室等を必要とし自力で新築、増築、改築又は改造を行うことが困難な者に対して、心身障害者福祉の向上を図ることを目的に行った貸付金。

- 委託予定債権数 4件、委託予定債権金額 4, 422千円
- ・ 5年以上入金なし 4件 4, 422千円（100.0%）

エ 介護福祉士等修学資金貸付金

介護職員を確保するため、介護福祉士等養成施設に在学する者に対して、修学を支援するとともに、県内の介護福祉施設等への就業促進を図ることを目的に行った貸付金。

- 委託予定債権数 2件、委託予定債権金額 1, 728千円
- ・ 5年以上入金なし 2件 1, 728千円（100.0%）

オ 看護職員修学資金貸付金

看護職員を確保するため、看護師養成所等に在学する者に対して、修学を支援するとともに、県内の医療機関等への就業促進を図ることを目的に行った貸付金。

- 委託予定債権数 1件、委託予定債権金額 1, 224千円
- ・ 3年以上～5年未満入金なし 1件 1, 224千円（100.0%）

(3) 委託する業務の内容

別添「愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金未収金回収業務委託仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

令和8年10月1日から令和11年11月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、令和8年10月1日から令和11年9月30日までを未収金を回収する期間とし、令和11年10月1日から令和11年11月30日までを残務処理期間とする。

また、令和9年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。

3 受託者選定に関する事項

(1) 日程等

主な日程は次のとおりである。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ア Web ページへの公告日 | 令和8年8月12日（水） |
| イ 質問の受付・参加表明書の提出期限 | 令和8年8月26日（水）午後5時 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和8年8月28日（金） |
| エ 企画提案書の提出期限 | 令和8年9月4日（金）午後5時 |
| オ 企画選定実施（プレゼンテーション） | 令和8年9月11日（金） |
| カ 選定結果通知 | 令和8年9月中旬 |

(2) 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- イ 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による業務改善命令を受けていないこと。
- ただし、過去に監督官庁より業務改善命令を受けた者にあつては、業務改善計画書を提出済であり、3 か月ごとの報告がなされていること、かつ企画提案書提出日において、業務改善計画の終期が到来していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 企画提案書提出日において、愛知県発注の契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- カ 公募の開始日から企画提案書提出日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- キ 累積欠損がなく、経営状態が良好であること。
- ク コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。
- （3）プロポーザルに係る質問及び回答
- ア 質問受付期限
令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時
- イ 質問方法
質問書（様式 4）に記載し、電子メールで提出すること（審査に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。）。
- なお、受信確認のため、電子メール送信後に質問を提出した旨の電話連絡をすること。
- ウ 質問に対する回答
各参加者からの質問を全て取りまとめて、参加表明者全てに、電子メールで回答する。
- エ その他
質問回答により明記したことは、本要領の追加又は修正とみなす。
- （4）参加表明書の提出
- 企画提案の参加を希望する者は、電子メールにより参加表明書を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認められない。
- ア 提出書類
参加表明書（様式 1－1、1－2）
- イ 提出期限
参加表明書 令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時
- ウ 提出方法
電子メールにより提出すること。
- なお、受信確認のため、電子メール送信後に参加表明書を提出した旨の電話連絡をする

こと。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書については、1 者 1 提案とし、持参又は郵送により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

企画提案書（様式 2-1、2-2、3）・・・12 部（正本 1 部、副本 11 部）

イ 提出期限

企画提案書 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること（提出期限までに必着のこと。）。

エ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

(6) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県福祉局福祉部福祉総務課 経理グループ

電 話 052-954-6309（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6916

電子メール fukushi-somu@pref.aichi.lg.jp

(7) プレゼンテーションの実施

ア 参加要請者として選定した者は、「母子父子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金、介護福祉士等修学資金貸付金及び看護職員修学資金貸付金未収金回収業務委託企画選定委員会」（以下「企画選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを行う。

イ 企画提案者数が 5 者を超える場合は、書類審査によりプレゼンテーション対象者を 5 者に絞ることとする。

ウ プレゼンテーションについては Web 会議（オンライン）にて実施する。

エ プレゼンテーションの日時については別に連絡する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは、失格とする。

オ 審査時間は質疑を含めて 30 分程度とする。

(8) 最優秀企画提案者等の選定

ア 提出書類等を企画選定委員会が審査し、最優秀企画提案者及び優秀企画提案者を選定する。

イ 評価項目と評価内容

別添「審査選定評価基準」のとおり。

(9) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に書面で通知する。

(10) 契約の締結

(8) により最優秀企画提案者として選定された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、優秀企画提案者と契約交渉を行う。

なお、契約締結の日までの期間において、県と契約交渉を行う者が、「合意書」1（7）アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(11) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(12) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(13) 契約保証金

企画提案書に記載した収納目標額に成功報酬率を乗じた額の10分の1以上の金額とする。
ただし、愛知県財務規則第129条の3のいずれかに該当する場合は免除とする。

(14) 参加が無効となる場合

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出期限に遅れたもの。

イ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったもの。

(15) その他

ア 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は企画提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

ウ 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。

エ 参加表明書・企画提案書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

オ 提出された書類等（上記エの書類を含む。）は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

キ 選定後、参加者（契約の相手方となった者以外）の業者名等は公表しないこととする。

「審査選定評価基準」

評価項目	評価内容
1 業務実施方針	①業務の取組姿勢 県の信頼性に配慮した取組姿勢か。また、貸付金の性格を理解し、債務者等への配慮がなされているか。
2 業務実施手法	①成功報酬率が低廉であるか。 ②債務者等への接触方法・回数が適切であるか。 ③回収業務をいかにトラブルなく交渉できるか、債務者等とのトラブル発生処理方策が整備されているか。 ④債務者等の居所等調査及び債務承認書徴取の方法は具体的かつ実現が可能なものか。 ⑤回収等の流れ（フローチャート） ・債務者等の所在確認等の調査から入金、債務承認書徴取までの工程は具体的かつ実現可能なものか（収納目標額含む。）。 ・業務の効率化や回収率向上のための効果的かつ実現可能な取組みが提案されているか。 ⑥回収金の受入・管理方法 ・個別口座の開設等、回収金の受入方法が具体的に提案されているか。 ・入金確認方法、入金管理方法等が具体的に提案されているか。
3 業務実施体制	①業務の実施体制 業務を遂行するために適切な体制（責任者及び指導命令系統、実施人員）が整備されているか。 ②令和3年度以降に受託した債権回収業務（委託者が自治体、民間等かは問わない。集金代行業務は含まない。）の受注実績は豊富か。 ③コンプライアンス体制 法令を遵守するための対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。
4 個人情報保護	①個人情報保護の取組状況・体制 個人情報保護のための対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。
5 社会的価値の実現に資する取組	①社会的価値の実現に資する取組をしているか。